

(広報資料)



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



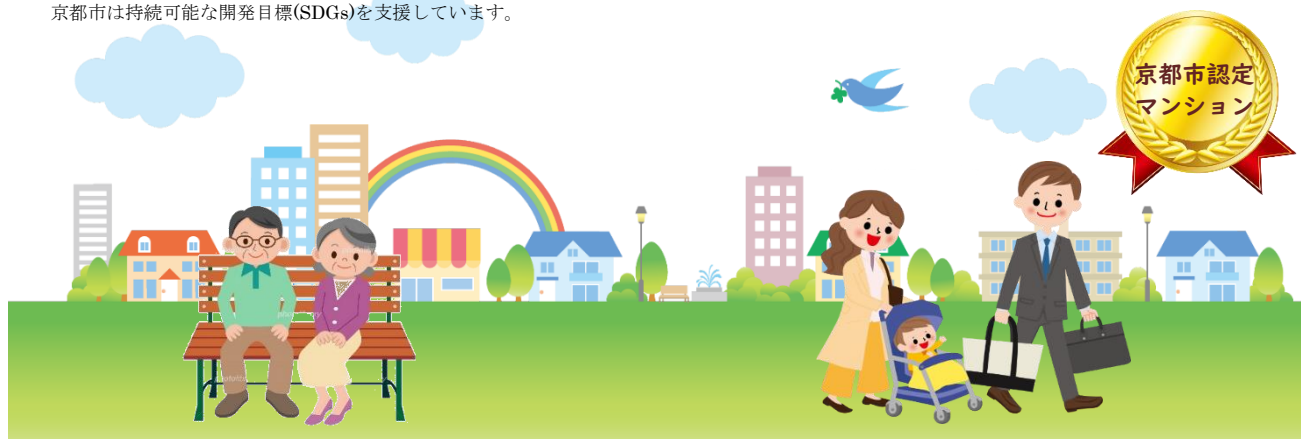
京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

令和4年8月17日

京都市都市計画局

〔担当：住宅室住宅政策課〕

電話：075-222-3666



京都市分譲マンション管理計画認定制度が始まります！

～管理が見える、多世代に選ばれるマンションへ～

あなたのマンションは大丈夫ですか？

京都市では、“マンション管理の見える化”を進めるため、管理計画が一定の基準を満たす良好な管理状態のマンションを認定する「管理計画認定制度」を9月1日から開始します。

マンションは、大切な資産として、そして、快適な住環境のため、さらには、地域の景観・安全のために、しっかりとした管理を行うことが重要！さらに、住宅金融支援機構の融資等の優遇が受けられるなど、マンション管理にメリットもあります。

“管理の見える化”は、将来への不安を払拭し、子育てをガンバル若い世帯にも選ばれるコミュニティ豊かな長持ちマンションへの第一歩！

この機会に、是非、ご自身の住むマンションの管理状態をチェックしてください。

1 申請受付開始日

令和4年9月1日（木）～

2 対象

市内の全ての分譲マンション（販売中の新築は除く）が対象です。

3 申請手数料

本市への申請手数料は無料です。（ただし、「管理計画認定手続支援システム」の利用料及び事前確認の審査料は別途必要になります。）

4 申請方法

公益財団法人マンション管理センターが運用するオンラインシステム「管理計画認定手続支援サービス」を通じて、申請を受け付けます。

なお、本市への申請前に、マンション管理士による事前確認が必要になります。認定基準、手続等の詳細については、以下のサイトをご覧ください。

【URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000297782.html>】

5 認定マンションの公表

認定を受けた旨を公表することについて同意いただいたマンションは、公益財団法人マンション管理センターのホームページに公表されます。

6 認定マンションへの優遇措置

独立行政法人住宅金融支援機構の融資等の優遇が適用されます。

- ①「マンション共用部分リフォーム融資」について、令和4年10月1日以降の借入申込受付分から、融資金利を0.2%引下げ
- ②「マンションすまい・る債」について、令和5年度募集分から債券利率を上乗せ
- ③【「フラット35」】の借入金利を当初5年間、年0.25%引下げ

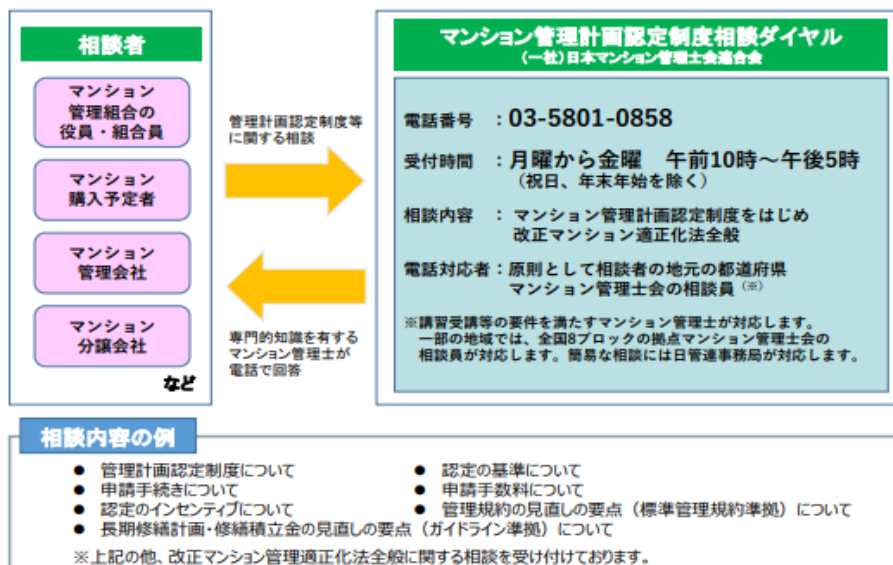
【問合せ先】

独立行政法人住宅金融支援機構 近畿支店 地域連携グループ
電話：06-6281-9261

7 マンション管理計画認定制度相談ダイヤルについて

一般社団法人日本マンション管理士会連合会では、管理計画認定制度を後押しするため、「マンション管理計画認定制度相談ダイヤル」を開設しています。

電話相談では、マンション管理の専門的知識を有するマンション管理士があなたのお悩みに回答しますので、ご利用ください。



*なお、「管理計画認定制度」以外の一般的なご相談は、京安心すまいセンター(075-744-1670)で開催している「一般社団法人京都府マンション管理士会の無料相談」をご利用ください。